

1 事業の成果、反省

(1) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

居宅介護支援事業については、今年度も休止を継続することとした。

(2) 介護保険法に基づく訪問介護事業

市内天羽地区の在宅介護の状況は悪化の一途を辿り、今般の新型コロナウイルス感染症の影響もあって、訪問介護サービスの需要は高止まりとなっている。当事業所も登録ヘルパーの増員を検討していた矢先、富津地区において、諸事情により3月末を以て閉鎖することとなった旧知の同業者からの依頼もあり、検討の末、法人代表者を含め、ほぼ全ての従業員及び利用者を当事業所に吸収する決断をした。今後は互いの知見を融合させ、協力しながら利用者ひいては地域からの要望に応えていきたいと考えている。

(3) 障害者総合支援法に基づく居宅介護

(2)に同じ。

(4) 高齢者支援事業

*地元高齢者ふれあいサロン

概ね月1ペースで開催を継続してきたが、9月の台風被害により中断を余儀なくされた。また、年度末には新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて中止せざるを得ない状況が続いているが、定期的に参加されていた方々からは再開を切望される声も届いており、今後の推移を慎重に見極めつつ、ぜひとも地元の高齢者の期待に応えていきたいと考えている。

内容はカラオケを中心としたレクレーションと季節ごとの外出・外食を実施。

*福祉有償運送

地元の高齢者を中心に定期的な依頼が継続されていることから、今後の需要も増加が見込まれる。しかしながら、事業としての持続性を考えると、乗り合いによる複数名の同時運送を実現する必要性を痛感しており、その旨を行政とも協議を続ける中、関係法令による規制を理由に難色を示す回答が目立つものの、利用者の平等性を担保するための料金体系やルールを整備など、総合的な環境を整えることができれば、実現の可能性も見えてくる状況である。

(5) 社会福祉事業にかかる支援

『ぷちバスわだち』…平成31年4月から正式に富津市の補助金助成事業として、本格的な運行を開始したところである。高い高齢化率で推移する当地区の現状を考えれば、今後も「地元の足」としてのさらなる活躍が期待されており、また、10月には国土交通省からの視察も受け、全国規模で深刻化する地方の過疎問題を討議する中、当地区としても国からのバックアップを取りつけつつ、地域社会に貢献できる事業としての継続を志すものである。

運転手も1名から3名に増やしたことで、福祉有償運送も来年度からは積極的に受けていく方向である。

2 事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数
介護保険法に基づく訪問介護事業	(定款第5条(1)-③)	介護計画により実施	法人事業所	7名	契約した高齢者
介護保険法に基づく予防訪問介護事業	(定款第5条(1)-④)	介護計画により実施	法人事業所	7名	契約した高齢者
高齢者支援事業	介護保険外の特定高齢者を対象とした講演会、フリースペースの運営。 (定款第5条(1)-⑥)	月1回	市内 公民館等	3名	特定高齢者 15名 12回
	交通機関がなく外出が困難になっている高齢者の移送 (定款第5条(1)-⑥)	随時	市内	3名	契約した高齢者 (述べ173件)
	介護についての各種相談を実施する (定款第5条(1)-⑥)	随時	市内	1名	相談希望者 30件程度
障害者総合支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護事業	(定款第5条(1)-⑧)	介護計画により実施	法人事業所	7名	契約した障害者